

京都市中央保護所管理規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年7月1日

京都市長 門川大作

京都市規則第14号

京都市中央保護所管理規則の一部を改正する規則

京都市中央保護所管理規則の一部を次のように改正する。

第17条を第19条とし、第14条から第16条までを2条ずつ繰り下げる。

第13条中「京都市中央保護所一時宿泊施設利用許可申請書（別記様式）」を「次に掲げる事項を記載した申請書」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 申請者の氏名及び居住地又は現在地
- (2) 保護所を利用する期間
- (3) 保護所の利用を必要とする理由

第13条を第15条とする。

第12条中「前条」を「前条第1項」に改め、同条を第14条とする。

第11条に次の1項を加える。

2 前項の作業は、更生施設利用者の身体及び精神の状況に応じ、適当な時間を定めて行わせる。

第11条を第13条とし、第5条から第10条までを2条ずつ繰り下げる。

第4条第1項中「第11条に規定する作業の内容その他更生施設利用者を援助するために必要な事項を定めた計画（以下「」及び「」という。）」を削り、同条を第6条とする。

第3条中「条例第3条第1項に規定する指定管理者（以下「」及び「」という。）」を削り、同条を第5条とする。

第2条の次に次の2条を加える。

(職員)

第3条 条例第3条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、保護所に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる数の職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する場合は、第7号に掲げる職員を置かないことができる。

- (1) 施設長 1人
- (2) 事務員 1人以上

- (3) 医師 1人以上
- (4) 指導員 4人以上
- (5) 看護師 1人以上
- (6) 栄養士 1人以上
- (7) 調理員 4人以上

(職員の職務)

第4条 施設長は、保護所の業務を統括する。

- 2 事務員は、庶務、計理事務その他保護所の運営に関する事務に従事する。
- 3 医師は、診療、健康相談その他保護所における医務に従事する。
- 4 指導員は、第13条第1項に規定する作業の内容その他更生施設利用者を援助するために必要な事項を定めた計画（以下「更生計画」という。）の作成、生活記録の作成その他更生施設利用者の生活指導に関する業務に従事する。
- 5 看護師は、更生施設利用者の健康管理に関する業務に従事する。
- 6 栄養士は、更生施設利用者の栄養管理に関する業務に従事する。
- 7 調理員は、調理業務に従事する。

別記様式を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)